

婦人相談員の現状とこれから

特別区の一相談員の立場から

はむねっと 1周年記念集會にて

2020320

はじめに

簡単に自己紹介

まず、全国の婦人相談員としての意見ではなく、地域によってさまざま職務内容が違うので今回は東京の一婦人相談員のケースであることを前提としての話になります。

都内の福祉事務所に特別職の婦人相談員として採用され、9年目に突入。
会計年度に移行して4月から2年目。あと2回の更新で終了予定。
今まで、財団法人やNPOなどの女性支援分野で仕事をしています。

現在トリプルワーク中 これは当然雇止め対策でもある。

(福祉事務所婦人相談員・週4、男女共同参画センター相談員・週1、民間支援団体役員・不定期)

シングルマザー歴20年

みなさん、渋谷区幡ヶ谷の大林三佐子さんのこと、覚えておられますか。
2020年11月16日未明に男に殴られて殺された女性です。

・コロナ禍で、食品売り場での試食の仕事を派遣切りにあい、
⇒ 収入がなくなり ⇒ 家賃が払えなくなり ⇒ 居所をなくし、たぶんネットカフェなどを転々とし ⇒ 所持金が枯渇し ⇒ 居場所をなくし(ホームレスになり) ⇒ バス停に座って夜をすごし ⇒ 撲殺されました。

婦人相談員は、大林三佐子さんのように、自分では問題解決できなくなった女性たちを支援しています。けれど私たちにつながることはなかったのです。

問題は、私たちの存在が、ほとんど知られていないこと。

婦人相談員の仕事は、困難を抱えた10代から80代までの女性たちの最後のセーフティネットとして、緊急、危険、緊張の中、なんとか生活がなりたつまでの支援を、官民の社会資源を駆使して行っています。
多くの人に知ってもらうことで、第2、第3の大林さんに届くのではと思います。

婦人相談員の仕事

・女性支援新法が議論されているいま 「女性支援の最後のセーフティネットが危ない」と長年警鐘を鳴らし続けてこられた先輩たちの運動が結実しようとしている。

【婦人相談員は中核部分にかかわらないでよいという位置づけをされている。だから非正規公務員なのです】(婦人相談員の現状と「非正規公務員」問題 戒能民江著)官製ワーキングプアの女性たち より

●根拠法は戦後1956年に制定された売春防止法
「熟意と意欲ある女性」が委嘱され、「婦人相談員は非常勤とする規定」あり。

背景：戦前からの女性たちの運動、廃娼運動があった。
・DV防止法施行でDV被害者支援、その後ストーカー規制法ほかさまざまな困難を抱えた対象者が追加されていった。

⇒やむにやまれぬ想いで支援を始めた女性たちの運動の結実
売春防止法第4章「保護更生」の廃止 ⇒ 女性支援新法成立へ

困難をかかえた女性たちの支援に、やっと光があたってきた！

4

婦人相談員の仕事

●全国組織 全国婦人相談員連絡協議会 約1500名
東京都全域約200名の婦人相談員
東京都婦人相談員連絡協議会(会計年度任用職員中心)がある。

●東京23区の現状 約120名 (東京都婦人相談研究会所属約80名)
常勤職が多い約7割、会計年度任用職員 約3割
専任職は少ない。母子父子支援員など他の職務を兼務している相談員が多い。

●女性支援のねじれ 婦人相談員はどこにいる？
・厚生労働省ライン 福祉事務所 子育て支援課 子育て家庭総合センター
・内閣府ライン 男女共同参画センター、配偶者暴力相談センター

5

婦人相談員の処遇 会計年度任用職員

●使い捨て、ですか？ 4回更新上限 ⇒雇用不安増大

●ダブルワーク必須？ 一時金がとてもまだ低賃金

厚労省が2年連続で婦人相談員に対する補助金を増額。が、相談員給与には全く反映されず。

●こんなに様々な処遇でいいの？

➢ 20年勤続も1年目も同じ給与。⇒対人援助技術や社会資源情報や知識、経験が必須の職なのに、経験を完全に軽視。
➢ 勤続年数に関係なく、年齢が若いと低く、50代だと1年目でも最高額の区もある。

●全国を見てもっと大変な例が多数と報告がある(公共公務一般全国大会より)

➢一時金が出ることになり、年収同じで月額給与が下がり生活困窮に。
➢月額給与に連動して年金、失業補償も下がった。

6

婦人相談員の処遇改善への動き 現在フルタイム会計年度への挑戦中

この4年間で2人の婦人相談員が辞めた。ダブルワーク必須の処遇、緊急、危険、緊張の職場なら、子ども系や他の安定雇用が保障されたフルタイムの福祉職に転職するのは必然。

- フルタイム会計年度任用職員に値する職務なのに、なぜパート？
婦人相談員の業務は、総務省マニュアルに示されている「常時勤務を要する職」に該当するものである。
➢相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職であること
➢フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職であること
- “専門職として継続可能な正規職員”化、も訴えていきたい。
兵庫県明石市のケースは有期フルタイム、管理職相当の条件での処遇。

7

婦人相談員のこれから

- 支援を必要としている女性たちは増加している。
- 公的な支援を受けている女性たちは氷山の一角にすぎない。
- 女性を支援する職は官民ともに、もっと量・質ともに増える必要がある。

婦人相談員の脆弱な処遇、社会的評価の低さは女性の置かれている社会的地位の象徴でもある。支援は社会構造的課題の解決と両輪。

8

婦人相談員のこれから

- すべての女性にかかわる職務だから
女性の一生のうち90歳まで、だれもが“まさか”という支援を必要とする困難な場面に遭遇する可能性がある。
- 女性支援をもっと厚く、女性支援新法の成立への期待
ロビー活動・議員勉強会でのヒアリングや発言行動の成果をふまえて
・民間支援団体／全国婦人相談員連絡協議会／婦人保護施設の全国組織、全婦連今後の展望
・基礎自治体・市区（特別区含む）、都道府県、国の責務の明確化
・女性支援相談員の専門性確保
- その後は制度を生かす段階へ移行 令和4年成立⇒令和6年施行となる？

9

知ってください。つないでください。

婦人相談員・女性支援相談員（仮称）は

困難な状況におちいる女性たちを支え、

官民の社会資源を駆使して

生きていくことを支援しています。

コロナで傷ついている第2、第3の大林三佐子さんが早期に支援につながりますように。

10

婦人相談員／女性支援相談員のこれから

- 目標は高く！

女性を支援する職種、女性支援相談員（仮）が
女子大学生のなりた職業
10位以内にランクインすること。

できれば新法施行後5年以内に！
（これは無理か・・・笑）

11

婦人相談員／女性支援相談員のこれから

そのために

1. 会計年度任用職員の婦人相談員（女性支援相談員）はつながっていきましょう。

- ・だれも孤立させない、うまくいっているモデルの共有化
- ・求めていきましょう。まず安定雇用、それから均等待遇

2. はむねっとと連携して、広く市民とともに

当事者の女性、見えなかった女性が登場したので報道されるようになった。

（省略）住民・サービス受給者と連携して見直しを迫っていく。公務労働は住民なしではありえない労働運動。

（竹信三恵子さんの講演より、2022年2月5日第30回自治体非正規・公共全国大会）

12